

宮崎県プール、宮崎県山之口陸上競技場及び

宮崎県山之口投てき練習場管理規則の制定について

1 背景

令和9年度に本県で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向け、県が整備を進めている宮崎県プール、宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投てき練習場（以下「プール等」という。）について、県教育委員会は、指定管理者制度を導入し、管理運営を行うこととしている。

2 制定の理由

本規則は、プール等の利用時間や休館（場）日、県民等が施設を利用する場合に必要な手続（利用申込等）や指定管理者の業務等、管理運営に必要な不可欠な事項を定めるものであり、プール等の整備に伴い、新たに定める必要がある。

3 内容

プール等の管理運営に必要な基本的な事項であり、条文の内容は下記のとおり。

※制定後全文については別紙のとおり

第1条	趣旨	第13条	使用料等の支払
第2条	利用の申込み	第14条	指定管理者の指定の申請
第3条	利用の許可	第15条	指定管理者の指定の基準
第4条	利用許可の制限	第16条	指定管理者が行う業務
第5条	利用者の遵守事項	第17条	指定管理者の管理の基準
第6条	利用許可の取消し等	第18条	利用料金の承認
第7条	利用許可の取消しの申出	第19条	利用料金の減額等
第8条	使用料の還付	第20条	協定書の締結
第9条	利用の制限	第21条	事業報告書等の提出
第10条	利用時間	第22条	原状回復
第11条	休館（場）日	第23条	秘密の保持
第12条	指定管理者による管理の場合の読替	第24条	委任

4 施行期日

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。ただし、利用許可及び指定管理者の指定など供用に必要な準備行為は施行前においても行うことができる。

○宮崎県プール管理規則

令和6年7月2日教育委員会規則第8号

宮崎県プール管理規則をここに公布する。

宮崎県プール管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。）第7条において準用する公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第7条及び条例第8条の規定に基づき、宮崎県プール（以下「プール」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 プールの施設又は設備（以下「プール施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、宮崎県プール施設等利用申込書（別記様式第1号）を宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、50mプール、25mプール、トレーニング室若しくは屋内クライミングウォールを個人が利用する場合又は駐車場を利用する場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、申込者は電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してプール施設等の利用の申込みをするときは、当該申込みをもって前項に規定する書面による申込みに代えることができる。

(利用の許可)

第3条 所長は、利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするときは、申込者に宮崎県プール施設等利用許可書（別記様式第2号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは、申込者に宮崎県プール施設等利用不許可通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、所長は、前条第2項の規定による利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするとき又は利用の許可をしないときは、電子情報処理組織を使用して申込者に通知することができる。

3 所長は、必要があると認めるときは、前2項の利用の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、プール施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) プールを損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 宮崎県プール施設等利用申込書の記載内容に偽りがあるとき。
- (5) その他プールの管理運営上支障があると認められるとき。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (3) プールを損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。

(利用許可の取消し等)

第6条 所長は、利用者が前条の規定に違反したときは、プール施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

2 前項の取消し等によって利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(利用許可の取消しの申出)

第7条 利用者が利用の許可の取消しの申出をするときは、宮崎県プール施設等利用許可取消申出書（別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用者は、電子情報処理組織を使用して利用の許可の取消しの申出をするときは、当該申出をもって前項に規定する書面による申出に代えることができる。

3 所長は、前2項の規定による利用の許可の取消しの申出があったときは、当該申出に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第8条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第5号）を所長に提出しなければならない。

（利用の制限）

第9条 所長は、必要があると認めるときは、プールの利用を制限することができる。

（利用時間）

第10条 プール施設等の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

（休館日）

第11条 プールの休館日は、12月29日から翌年の1月3日まで及び毎月第1火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第12条 条例第4条の規定によりプールの管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第2条	宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長（以下「所長」という。）	指定管理者
第3条から第7条まで及び第9条	所長	指定管理者
第10条及び第11条	所長は、必要があると認めるときは	指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ所長の承認を得て

（使用料等の支払）

第13条 指定管理者による管理の場合、利用者は、当該指定管理者にプール施設等の使用料（使用料条例第2条に規定する使用料をいう。）又は利用料金（条例第6条に規定する利用料金をいう。）を支払わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第14条 条例第5条第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第6号）によるものとする。

2 条例第5条第1項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約又はこれらに準ずる書類
 - (2) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - (3) 教育委員会が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
 - (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
 - (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- （指定管理者の指定の基準）

第15条 条例第5条第3項第4号の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連携が確保されること。
 - (2) 緊急時における危機管理体制が確保されていること。
 - (3) その他教育委員会が必要と認める基準
- （指定管理者が行う業務）

第16条 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3第3号の教育委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連絡調整に関する業務
 - (2) 緊急時の対応に関する業務
 - (3) その他教育委員会が必要と認める業務
- （指定管理者の管理の基準）

第17条 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4の教育委員会規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正なプールの運営を行うこと。
 - (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - (3) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
 - (4) その他教育委員会が必要と認める基準
- （利用料金の承認）

第18条 指定管理者は、利用料金について条例第6条第3項に規定する教育委員会の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第7号）に歳入歳出見込書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(利用料金の減額等)

第19条 条例第6条第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他特別の事情による利用で教育委員会が特に必要と認める場合。
- (2) 指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を受けたとき。
- (3) その他教育委員会が別に定める基準

(協定書の締結)

第20条 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)の実施に関し必要な事項
- (2) 第17条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プールの管理運営の適正を期するために必要な事項

(事業報告書等の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) プールの指定管理業務に関する事業報告書
- (2) 決算に関する書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

(原状回復)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、プールを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第23条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、プールの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（令和6年宮崎県条例第●号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他プールを供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

○陸上競技場等管理規則

令和6年7月2日教育委員会規則第9号

陸上競技場等管理規則をここに公布する。

陸上競技場等管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。)第7条において準用する公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第7条及び条例第8条の規定に基づき、宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投てき練習場(以下「陸上競技場等」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 陸上競技場等の施設又は設備(以下「陸上競技場施設等」という。)を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、陸上競技場施設等利用申込書(別記様式第1号)を宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。ただし、トレーニングルームを個人が利用する場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、申込者は電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して陸上競技場施設等の利用の申込みをするときは、当該申込みをもって前項に規定する書面による申込みに代えることができる。

(利用の許可)

第3条 所長は、利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするときは、申込者に陸上競技場施設等利用許可書(別記様式第2号)を交付するものとし、利用の許可をしないときは、申込者に陸上競技場施設等利用不許可通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、所長は、前条第2項の規定による利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするとき又は利用の許可をしないときは、電子情報処理組織を使用して申込者に通知することができる。

3 所長は、必要があると認めるときは、前2項の利用の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、陸上競技場施設等の利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 陸上競技場等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 陸上競技場施設等利用申込書の記載内容に偽りがあるとき。
- (5) その他陸上競技場等の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 陸上競技場等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。

(利用許可の取消し等)

第6条 所長は、利用者が前条の規定に違反したときは、陸上競技場施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

2 前項の取消し等によって利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(利用許可の取消しの申出)

第7条 利用者が利用の許可の取消しの申出をするときは、陸上競技場施設等利用許可取消申出書（別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用者は、電子情報処理組織を使用して利用の許可の取消しの申出をするときは、当該申出をもって前項に規定する書面による申出に代えることができる。

3 所長は、前2項の規定による利用の許可の取消しの申出があったときは、当該申出に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第8条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第5号）を所長に提

出しなければならない。

(利用の制限)

第9条 所長は、必要があると認めるときは、陸上競技場等の利用を制限することができる。

(利用時間)

第10条 陸上競技場施設等の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

(休場日)

第11条 陸上競技場等の休場日は、12月29日から翌年の1月3日まで及び毎月第3水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第12条 条例第4条の規定により陸上競技場等の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第2条	宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長(以下「所長」という。)	指定管理者
第3条から第7条まで及び第9条	所長	指定管理者
第10条及び第11条	所長は、必要があると認めるときは	指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ所長の承認を得て

(使用料等の支払)

第13条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者に陸上競技場施設等の使用料（使用料条例第2条に規定する使用料をいう。）又は利用料金（条例第6条に規定する利用料金をいう。）を支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第14条 条例第5条第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第6号）による

ものとする。

2 条例第5条第1項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約又はこれらに準ずる書類
 - (2) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - (3) 教育委員会が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
 - (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
 - (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- (指定管理者の指定の基準)

第15条 条例第5条第3項第4号の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連携が確保されること。
 - (2) 緊急時における危機管理体制が確保されていること。
 - (3) その他教育委員会が必要と認める基準
- (指定管理者が行う業務)

第16条 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3第3号の教育委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連絡調整に関する業務
 - (2) 緊急時の対応に関する業務
 - (3) その他教育委員会が必要と認める業務
- (指定管理者の管理の基準)

第17条 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4の教育委員会規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な陸上競技場等の運営を行うこと。
 - (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - (3) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
 - (4) その他教育委員会が必要と認める基準
- (利用料金の承認)

第18条 指定管理者は、利用料金について条例第6条第3項に規定する教育委員会の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(別記様式第7号)に歳入歳出見込書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(利用料金の減額等)

第19条 条例第6条第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他特別の事情による利用で教育委員会が特に必要と認める場合。
- (2) 指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を受けたとき。
- (3) その他教育委員会が別に定める基準
(協定書の締結)

第20条 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)の実施に関し必要な事項
- (2) 第17条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、陸上競技場等の管理運営の適正を期するために必要な事項
(事業報告書等の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 陸上競技場等の指定管理業務に関する事業報告書
- (2) 決算に関する書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類
(原状回復)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、陸上競技場等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第23条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、陸上競技場等の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（令和6年宮崎県条例第●号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他陸上競技場等を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。